

令和2年度和歌山県後期高齢者医療制度懇話会の会議結果について

| No | 関連ページ | ご意見・ご質問内容 | 回答内容 |
|----|-------|---|--|
| 1 | 資料P3 | ①収支の状況で、A歳入総額からB歳出総額を差し引いた額Cがプラスの数字になっているが、D翌年へ繰り越すべき財源は0となっている理由は。 | <p>「D 翌年度へ繰り越すべき財源の欄」には、繰越明許費があった場合に計上されます。</p> <p>繰越明許費とは地方自治法第213条に規定されており、歳出予算の経費の内、性質上年度内に支出が終わらない見込にあるものを、翌年度に繰越して執行する場合に、予算を翌年度に繰越して使用する事ができる経費にすることを意味します。</p> <p>よって、令和元年度には繰越明許費が無かったため、「D 翌年度へ繰り越すべき財源の欄」は0円となっております。</p> <p>直近では、平成28年度と平成29年度にそれぞれ1,988,000円を繰越明許費として計上しています。</p> |
| 2 | 資料P3 | 前年度の収支額あるいは基金等の取り崩し額と関連があると思われるが、E実質収支額（Cと同額）とF単年度収支額およびG実質単年度収支額の算出がこの表ではわかりづらい。 | <p>ご指摘のとおり、分かりづらい表となっておりますが、「1. 後期高齢者医療制度の運営状況について」の資料は、毎年決算資料として広域連合議会に提出いたします主要施策の成果等報告書を転記しておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、それぞれの数値の積算につきましては、以下の内容をご参照ください。</p> <p>「F単年度収支額」3,791,030円は、令和元年度の「E実質収支額」9,063,901円から、前年度である平成30年度の実質収支額5,272,871円を差し引いた額となります。次ページとなるP4の上段の表「ア 一般会計」の表をご参照いただきますようお願いいたします。</p> <p>次に、「G実質単年度収支額」につきましては、委員ご指摘のとおり基金の増減と関連しています。</p> <p>P3の一般会計の「G実質単年度収支額」54,761,304円は、上段「F単年度収支額」3,791,030円に、P7の上段の表「①財政調整基金」の表、最下段「R1年度」の決算年度中増加高の計60,114,274円を足し込み、決算年度中減少高9,144,000円を差し引くことで積算されます。</p> $3,791,030 + 60,114,274 - 9,144,000 = 54,761,304$ <p>同様に特別会計の「G実質単年度収支額」△1,505,398,960円は、上段「F単年度収支額」△195,824,412円に、P7の下段の表「②後期高齢者医療給付費準備基金」の表、最下段「R1年度」の決算年度中増加高の計738,452円を足し込み、決算年度中減少高1,310,313,000円を差し引くことで積算されます。</p> $\triangle 195,824,412 + 738,452 - 1,310,313,000 = \triangle 1,505,398,960$ |

| No | 関連ページ | ご意見・ご質問内容 | 回答内容 |
|----|---------|---|---|
| 3 | 資料P15 | ②療養費（柔道整復、はり、きゅう、あんま、マッサージ）適正化の状況で令和元年度の実績が非常に増加していますが、何か特別な対策をとられたか。 | 令和元年度には、不当請求をした施術所からの自主返還がありました。申請書件数は2,177件、返還請求額は約620万円となり、その結果、例年に比べて増加しております。 |
| 4 | 資料28～29 | ドック健診事業補助金について、令和3年度から国の特別交付金が無くなるとのことですが、広域連合がその分を負担することか。 | 広域連合と市町村が負担することになります。 平成30年度から令和3年度までに国の特別調整交付金が平成29年度の37,500,000円から3/4、2/4、1/4と段階的に廃止されました。これに伴い平成30年度のみ広域連合がその減額分を負担しましたが、令和元年度からは、市町村に対し、事業費から国の特別調整交付金を除く費用の1/2を補助しています。 令和3年度は国の特別調整交付金が0円になりますので市町村の事業費に広域連合が1/2補助する形になります。また受診者一人当たりの補助上限額を20,000円としています。 |
| 5 | 資料28～29 | ドック健診事業補助金について、交付上限額37,500,000円（1件あたり上限20,000円＝1,875件）はこれまでの交付者から推計か | 平成29年度の国の特別調整交付金を上限としています。 |
| 6 | 資料16、32 | ジェネリック医薬品利用差額通知の状況で、送付件数が平成30年度22,203件、令和元年度19,722件、令和2年度27,087件に対しての切替率は | 差額通知は年2回発送しています。差額通知発送1年後の切替率は次のとおりです。 平成30年8月発送分（11,962件）29.1% 平成30年11月発送分（10,250件）24.9% 令和元年8月発送分（10,012件）22.4% 令和元年11月発送分（9,714件）21.3% 令和2年8月発送分（16,547件）40.2%（2月審査分時点） 令和2年11月発送分（10,549件）11.2%（2月審査分時点） ※各年度の件数は、発送直前の資格喪失者を除外していますので実発送件数と差異があります。 |
| 7 | 資料16、32 | 上記No6と同様に、ジェネリック医薬品利用差額通知の軽減額は | 差額通知発送1年後の効果額（累計）は次のとおりです。 平成30年8月発送分（11,962件）69,457,317円 平成30年11月発送分（10,250件）44,127,940円 令和元年8月発送分（10,012件）38,946,800円 令和元年11月発送分（9,714件）32,174,810円 令和2年8月発送分（16,547件）112,738,557円（2月審査分時点） 令和2年11月発送分（10,549件）5,134,653円（2月審査分時点） ※各年度の件数は、発送直前の資格喪失者を除外していますので実発送件数と差異があります。 |

| No | 関連ページ | ご意見・ご質問内容 | 回答内容 |
|----|-------------------|---|--|
| 8 | 別冊第2期保健事業実施計画 P16 | 健康受診率を上げる方法として、老人会クラブなどとタイアップし、共に協力しあう事業として取り組めないか。私の所属する団体へ役所の健康福祉関係の課の方から、「生き生き百歳体操」を会員の健康増進のため取り組んでもらいたい旨の要請を受けました。このように健診も高齢者の健康につながり、協力し合えるのではと考えています。 | 受診率を上げる方法の一つに、被保険者と一番身近な市町村の協力は必要であると考えています。令和2年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」が始まり（資料P34参照）、医科歯科の健康診査受診率向上に向け、市町村との連携をより深め、健康診査を効果的に啓発、周知できるよう関係団体への要請を検討したいと考えています。 |
| 9 | 別冊第2期保健事業実施計画 P17 | 歯科健診の受診率を上げるのは健康診査と一緒にできないか。事情もあると思うが受診率を上げるためには一つの方法だと考えます。 | 歯科健診の対象者は被保険者全員ではなく75歳、80歳、85歳、90歳以上と健康診査の対象者と異なるところもあり、また実施医療機関も医科と歯科では異なるため、難しいと考えます。 |